

令和6年10月分(12月支給分)から 児童手当の制度が変わります！

令和6年10月分から対象年齢や支給額が拡大します。新規対象となる方は、裏面で確認の上、こども課に申請してください。

【拡充内容】

- ①支給対象を中学3年までから**高校生年代**（平成18年4月2日以降に生まれた方）まで拡大
- ②第3子以降の支給額を1万5千円から**3万円に増額**
- ③**大学生年代**（平成14年4月2日以降に生まれた方）から第1子としてカウント
- ④保護者の**所得制限の撤廃**

変更の概要

	現在		変更後	
0～2歳	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円			
高校生	なし			
所得制限	あり		なし	

【申請について】

【申請方法】

①～③のいずれかの方法で申請してください。

※保護者のうち、所得の高い方が申請者となります。 勝山市児童手当HP マイナポータル電子申請



①マイナポータル電子申請（別紙参照）

②窓口申請

専用受付：令和6年9月20日（金）午前8時30分～午後7時30分

9月26日（木）午前8時30分～午後7時30分

会 場：教育会館ロビー

※ご都合がつかない場合は、平日 午前8時30分～午後5時15分
教育会館2階 こども課窓口で受け付けます。

③郵送

【申請期限】 令和6年9月30日（月）

ご質問等は 勝山市教育委員会こども課 までお問合せ下さい

〒911-8790 勝山市元町1丁目5-6

☎0779-88-8771

